

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立永山西小学校 令和4年（2022年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっているが、自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと心配であり、とても苦痛に感じている。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断については、被害児童とその保護者に対して実施した面談等の結果に基づき、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

永山西小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめはいじめを受けた児童の心身にわたる健全な育成および人格の育成に多大な影響を及ぼすとともに、生命の危険をとまなう恐れのあるものです。

本校ではこれまでも「いじめのない、笑顔あふれる学校づくり」に努めてきましたが、「いじめは決して許されない行為であること」を再度確認し、全教育活動の中で指導・対処するとともに、全ての人の心が通い合う教育を目指しています。

本校「いじめ防止基本方針」は、いじめの防止に向け、児童を含めた学校に関わる人すべてが、年間を通してそれぞれの立場で行うべき内容が示されています。いじめの防止に向けた取組を充実させるとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの小さな芽を見逃さず、迅速な対処に努めます。

永山西小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

○構 成 員 学校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当教員・当該学級担任・養護教諭を中心に、ケースに応じて構成員を増員し（スクールカウンセラー等）、全校でその対処に当たります。

○年間の活動

- ・いじめ対策防止組織会議の実施
- ・校内『子ども支援委員会』と連携
- ・対人関係に関わる情報収集と分析、指導
- ・教育相談、各種調査の実施
- ・いじめ防止に向けた児童主体による活動の指導（児童会活動等）
- ・職員研修の実施
- ・関係機関（市教委・市子ども総合相談センター等）への相談と連携

本校の
いじめ防止
プログラムの活動
(児童の活動・取組)

【全校共通の取組】

- ・児童調査紙、教育相談の実施（定期は6・10月・2月 その他随時実施）
- ・いじめ防止月間における児童集会等の取組（6・10月 児童会活動）

【学年・学級を中心とした取組】

- ・「いじめ防止の理解を深める学習」（全学年・5～6月）
- ・「いのちの安全教育」（道徳・8月） ・「心と体の成長について」（保健・高学年）
- ・「いじめをテーマにした参観授業（道徳・11月）」
- ・「情報モラル教室」（学活・4年） ・「ネット安心教室」（高学年・3学期）
- ・「いじめに関わる学年集会の実施」（3学期・各学年）

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

本校のいじめに対するご相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員にいつでもお気軽に相談ください。なお、令和4年度の相談窓口は、生徒指導コーディネーターの辻が担当いたします。

連絡先 0166-48-1042 (学校代表電話)

相談窓口が設置されています

| 相談窓口 | 電話番号 | 相談時間等 |
|-------------------------------------|--|------------------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター（電話） （メール） | 0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp | 毎日 24 時間 |
| 旭川市子ども総合相談センター（代表電話） （子どもホットライン） | 0166-26-5500 0120-528506 | 月・木 8:45～20:00 火・水・金 8:45～17:15 |
| 旭川地方法務局（子どもの人権110番） | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15 |
| 北海道警察本部（少年相談110番） | 0120-677-110 | 月～金 8:45～17:30 |



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/218/251/257/d065960.html>

